

神戸市内中小企業の副業・兼業人材活用推進業務委託仕様書

1. 業務目的

神戸市内の中小企業が業務改善や新規事業を行う際に、必要な専門的なスキルを副業・兼業人材の活用により補うことで、市内中小企業の成長支援ひいては中長期的な神戸経済の発展を目的とする。

2. 事業背景

令和2年度に、神戸市は新型コロナウイルスの感染拡大により対応を迫られる中小企業支援策の一つとして、全国の自治体に先駆けて「副業・兼業プロ人材活用による企業のコロナ対策実施支援事業」を実施した。これは、新型コロナウイルスにより変化した事業環境への迅速な対応および新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとした事業の見直し・新規事業の創出を行う中小企業に対し、副業・兼業人材の人件費を一部補助するもので、結果として、制度利用企業の副業・兼業人材の活用により迅速に新規事業の立ち上げや社内業務改善システムの構築に寄与した。

一方で、市内中小企業の中には、副業・兼業人材の活用経験がなく、補助金等の支援制度や人材獲得方法が分からない企業も多い。業務改善・新規事業創出に課題を抱える市内中小企業に対し、副業・兼業人材の活用を解決策の一つとして紹介を行い、支援施策や人材獲得方法について相談を受ける体制の構築が必要である。

また、事業の推進のためには、中小企業の支援を行う関連機関との連携が必要である。特に、令和2年度の取り組みにおいては、制度利用につながった企業の多くが地域金融機関からの紹介を経由しており、市内中小企業の経営支援を日常的に行う地域金融機関との連携は重要であると言える。なお、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援することが金融庁により求められている。

※なお、本業務でいう「中小企業」とは、中小企業基本法上で定義される中小企業を指す。

3. 事業概要

市内中小企業が副業・兼業人材を活用した業務改善・新規事業創出推進等を行う際の相談対応業務および副業・兼業人材活用に係るプロモーション業務、継続的な事業推進体制の構築を行う。

4. 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

5. 業務内容

受託者は、下記の業務を行う。また、これらを効率的に進めるために受託者は神戸市内地域金融機関、神戸市産業振興財団、ひょうご専門人材相談センター等の市内中小企業との接点を日常的に有する機関（以下、関連機関）、また副業人材マッチング企業等と密に連携しながら、事業の推進を行う。

(1) 市内中小企業の副業・兼業人材活用促進に係る相談対応業務

① 市内中小企業に対する相談窓口の設置

ア) 内容

副業・兼業人材活用促進に関する相談対応窓口を設置し、市内中小企業等に対する相談対応を行う。

市内中小企業に対しては、課題ヒアリングを行った上で、副業・兼業人材の活用に向けたアドバイスを行うとともに、補助制度等の支援施策および副業人材獲得方法の紹介等も行う。特に、課題のヒアリングにおいては、副業・兼業人材の活用で企業の課題解決ができるよう、求める人材や依頼内容等についてのアドバイスも行うこと。

※副業人材マッチング企業の選定に関する相談も想定されるが、特定の企業の斡旋は行わないこと。

イ) 手法等

受託者提出の「事業計画」に基づき、市と協議のうえ設置すること。ビジネスや副業人材のマッチングに関し、的確なアドバイスができる担当者を配置すること。必ずしも、常時、常設の人員を配置する必要はないが、利用者が相談しやすい体制を整えること。

ウ) 時期等

契約締結後速やかに設置。令和4年3月31日まで。

② 市内中小企業への進捗状況ヒアリング、サポート

ア) 内容

相談のあった市内中小企業に対し、適宜進捗状況のヒアリングおよび必要に応じたサポートを行う。また、相談対応の実施状況等は月次報告書に記載すること。

イ) 手法等

受託者提出の「事業計画」に基づき市と協議のうえ実施

ウ) 時期等

必要に応じ、定期的に実施

(2) 副業・兼業人材の活用促進に係るプロモーション業務

① 市内中小企業の成功事例や支援施策のプロモーション

ア) 内容

市内中小企業および関連機関に対し、副業・兼業人材を活用した業務改善・新規事業創出推進の機運を醸成するようなプロモーション活動を適宜行う。

イ) 手法および実施時期等

受託者提出の「事業計画」に基づき市と協議のうえ実施

※令和2年度に制作した副業・兼業人材活用推進パンフレットの内容・素材は使用可能

URL : <https://www.catapoke.com/viewer/?open=9093c&lang=ja>

(3) 継続的な副業・兼業人材活用推進体制の構築

① 金融機関等関連機関への相談対応・フォロー

ア) 内容

市内中小企業と日常的に接点を有する市内地域金融機関等の顧客基盤等を活用し、中小企業の副業・兼業人材活用を促進するため、関連機関への相談対応・フォローを積極的に行う。また、相談対応の実施状況等は月次報告書に記載すること。

イ) 手法および実施時期等

受託者提出の「事業計画」に基づき市と協議のうえ実施

② 副業・兼業人材を活用した業務改善・新規事業創出推進のための資料作成

ア) 内容

主に市内地域金融機関等が副業・兼業人材を活用した業務改善・新規事業創出について顧客企業等に紹介する際に使用する資料および市内中小企業が副業・兼業人材を活用する際に使えるビジネスフレームワーク資料（副業・兼業人材に業務を依頼する際に必要な要素・フローをまとめ、着手すべきビジネス上の課題および求める人材のスキルを整理し、適切な判断を下すサポートツール）を作成すること。

イ) 手法および実施時期等

受託者提出の「事業計画」に基づき市と協議のうえ実施

③ 市内中小企業および地域金融機関等を対象としたセミナーの開催

ア) 内容

市内中小企業を対象としたセミナーおよび市内地域金融機関等を対象としたセミナーを、委託期間中にそれぞれ1回以上開催すること。

イ) 手法および実施時期等

受託者提出の「事業計画」に基づき市と協議のうえ実施

6. 業務完了報告書

(1) 月次報告書

【提出物】月次報告書（データ）

【納期】相談窓口開設後、毎月翌月10日まで

事業実施内容（市内中小企業や金融機関等関連機関の相談に応じた場合は、企業名、相談内容、アドバイス内容等も含める）やKPIに対する進捗度確認を含めた月次報告書を作成すること。その他必要に応じて神戸市とのミーティングを行うこと。

(2) 業務報告書

【提出物】業務完了報告書（データ）

【納期】令和4年4月11日（月）

取り組み総括を含めた報告書とする

7. 事業KPIの設定

(1) 市内中小企業からの相談件数 100件

(2) (1)のうち、委託期間中に副業・兼業人材を採用する市内企業 40社

8. 成果物について

(1) 成果物

- ① 市内金融機関等関連機関向けに作成した資料
- ② プロモーションのために作成した素材や制作物
- ③ その他本事業内で作成した素材や制作物

(2) 納品方法

① 納品形態

成果物に応じて市と協議のうえ納品

② 納品場所

神戸市企画調整局医療・新産業本部新産業課

③ 納期

令和4年3月31日

9. その他

(1) 本業務の実施にあたっては、業務を円滑に進行するため、本市と十分協議し、その指示及び監督を受けること。

(2) 受託者は、業務上知りえた情報や資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底することとし、業務終了後も同様とする。

(3) 本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、本市と受託者で適宜協議を行い、その決定に従うものとする。

(4) 本業務における成果品の著作権、所有権については、全て神戸市に帰属するものとする。

(5) 受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

(7) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、人格権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証し、成果物について第三者の権利を侵害していた場合等に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(以上)